

Title	慶應義塾大学藝術学会規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学藝術学会
Publication year	1996
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.71, (1996. 12)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00710001-0266

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學藝文学会規約

第一章 総 則

- 二、委員 若干名。
三、会計監査 二名。

第九条 委員及び会計監査は慶應義塾大學藝文学会会員の中から選ばれる。

第一条 本学会は「慶應義塾大學藝文学会」と称する。

第二条 本学会は、文学、言語、芸術の研究を目的とする。

第三条 本学会の事務所は東京都港区三田二ノ一五ノ四五慶應義塾大學文學部文学科研究室に置く。

第四条 本学会は第二条に定められた目的を達成するために左の事業を行う。

一、会員の学術研究を助成する事業。

二、会員の学術研究を発表する事業。

A、機関誌『藝文研究』の発行。

三、その他本学会の目的を達成するに必要な事業。

第二章 会 員

- 第十四条 本学会は総会と委員会とを開く。
- 第十五条 総会は委員長がこれを召集する。議事の決定は出席者の多数決による。
- 第十六条 総会は毎年一回開催し、役員の改選、会務報告等を行ふ。
- 第十七条 委員会は隨時これを開く。
- 第十八条 第五章 経理

第五条 本学会は慶應義塾大學藝文関係の教授、助教授、講師、助手及び入会を希望する卒業者、並びに会員二名以上の推薦により委員会の承認を得た者を以て会員とする。

第六条 会員はその研究を機関誌『藝文研究』及び本学会学術発表会で発表することが出来る。

第七条 会費は別に定めるところに従う。

第三章 役 員

第八条 本学会に左の役員を置く。

一、委員長 一名。